

事業者の皆さまへ
事業所のごみ分別・処理ガイドブック

お問い合わせ先

- | | |
|------------------------------------|------------|
| 一般廃棄物(事業系ごみ)の減量化・資源化に関すること…循環社会推進課 | ☎ 582-2187 |
| 一般廃棄物の収集運搬許可に関すること……………業務課 | ☎ 582-2180 |
| 産業廃棄物に関すること……………産業廃棄物対策課 | ☎ 582-2177 |
| ごみの自己搬入に関すること……………施設課 | ☎ 582-2184 |
| 新門司工場 | ☎ 481-4727 |
| 日明工場 | ☎ 581-7976 |
| 皇后崎工場 | ☎ 642-6731 |



編集・発行

北九州市環境局循環社会推進課
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
TEL:093-582-2187 FAX:093-582-2196
E-mail: kan-junkan@city.kitakyushu.lg.jp

北九州市はグリーン購入を推進しています。
No.2213054B

1.北九州市の現状

1.北九州市の現状

北九州市の事業系ごみの現状と推移……………P1

2.法令等の規定

(1)事業者の処理責任……………P2

(2)一般廃棄物と産業廃棄物……………P3

3.処理の委託

(1)事業系廃棄物の処理委託の流れ……………P4

(2)産業廃棄物の処分方法について……………P5

・産業廃棄物の種類……………P6

・産業廃棄物許可業者……………P6

・産業廃棄物に関するお問い合わせ先……………P6

(3)一般廃棄物収集運搬許可業者と収集方法……………P7

・一般廃棄物収集運搬業許可業者……………P7

・一般廃棄物(事業系ごみ)に関するお問い合わせ先……………P7

・事業系ごみに関する市のルール……………P8

4.主な事業系廃棄物の分別

主な事業系廃棄物の分別一覧表……………P10

5.焼却工場への自己搬入

(1)焼却工場への搬入状況……………P12

(2)焼却工場の搬入ルール……………P12

(3)焼却工場に搬入できない事業系ごみ……………P13

(4)リチウムイオン電池等の搬入が火災の原因となっています……………P14

(5)不適正処理事例……………P15

6.ごみの減量とリサイクルに取り組ましよう

(1)実態把握 (2)分別の徹底 (3)ごみの処理……………P16

7.3Rとは?

(1)リデュース (2)リユース (3)リサイクル……………P17

8.個別の資源化について

(1)古紙……………P19

(2)廃木材……………P22

(3)古着……………P22

(4)食品廃棄物(食品ロス・生ごみ)……………P23

(5)プラスチック……………P26

(6)その他……………P28

9.優良事業者の取組事例……………P29

10.参考資料

(1)古紙の回収拠点一覧……………P30

(2)廃木材の民間リサイクル施設一覧……………P31

(3)一般廃棄物収集運搬許可業者名簿……………P32

北九州市の事業系ごみの現状と推移

事業系ごみの処理量については、近年減少傾向にあるものの、市の焼却施設へ持ち込まれたごみには、リサイクル可能なものや本来産業廃棄物として処理すべきもの等の搬入不適物の混入も多い状況です。このような状況を踏まえ、北九州市では、

- ▶ 事業系ごみの処理方法やリサイクルに関する情報の「周知・情報提供」
- ▶ リサイクルへの誘導や新たな仕組みづくりによる「リサイクルの推進」
- ▶ 事業者訪問やごみ処理施設への不適物搬入対策による「適正処理の推進」

など、さらなる減量化・資源化に向けた取組みを実施します。

事業者の皆様におかれましては、このガイドブックをご一読いただき、事業系ごみの減量化・資源化と適正処理の推進にご協力いただきますようお願いいたします。

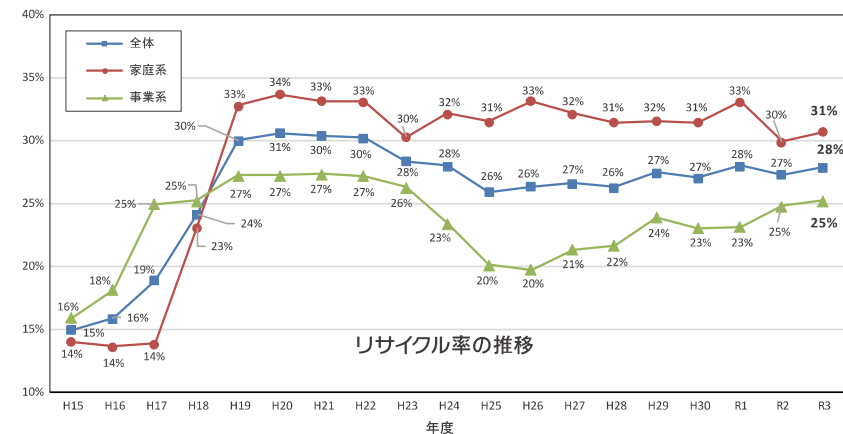
なお、北九州市の事業系ごみ量は、政令指定都市の中でも特に多いレベルとなっています。

《事業系ごみ量とリサイクル率》

区分	H15	R1	R2	R3
一般廃棄物量	255,970	180,582	166,675	161,908
資源化量	48,374	54,353	54,959	54,580
リサイクル率	15.9%	23.1%	24.8%	25.2%

単位t

近年、事業系ごみ量は減少傾向ですが、リサイクル率は横ばいで推移しています。ごみ分別により、まだまだ減らす事ができます!



2. 法令等の規定

(1) 事業者の処理責任

飲食店、オフィス、工場等の事業所では、その業態に応じて様々なごみが排出されます。事業活動に伴って出るごみは、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分類され、分類によって処理方法が異なりますので、事業者は、法令に基づき適正に処理しなければなりません。
※事業者とは、必ずしも営利を目的として事業を営む者のみとは限らず、病院、学校、官公庁等の公共サービスを提供する者や、非営利の団体も含まれます。

事業者には処理責任があります！

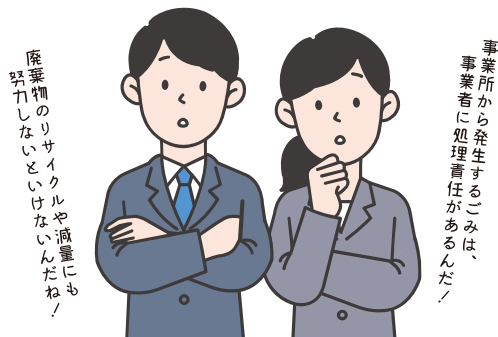
事業活動に伴って出る事業系廃棄物の処理責任については、廃棄物処理法において、産業廃棄物や一般廃棄物の区分なく、処理責任が事業者にあることが規定されています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)第3条第1項
事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第4条第1項
事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用又は再生利用を推進する等により、廃棄物の減量を図るとともに、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により適正に処理しなければならない。

《事業者の責務》

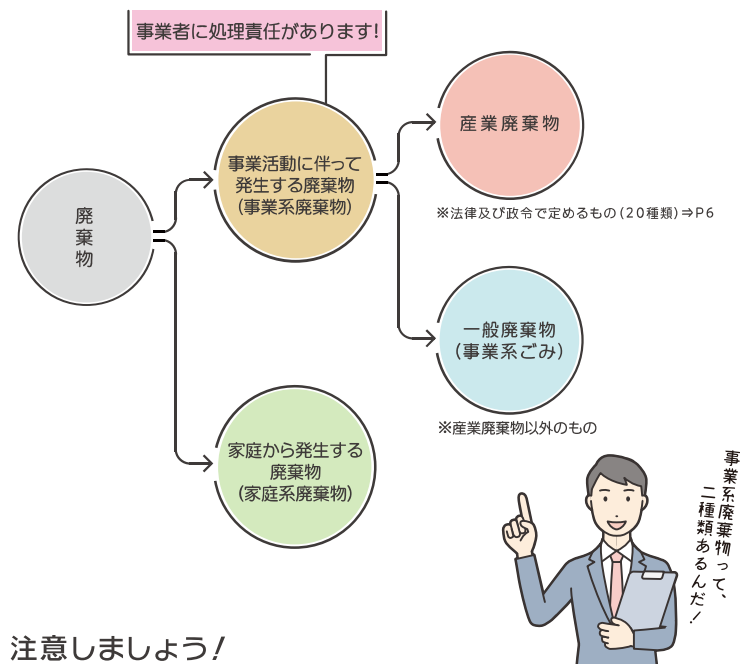
- **自らの責任で適正処理**
事業活動で出たごみは、自ら処理するか、許可を受けた処理業者に委託して適正に処理しなければなりません。
- **ごみの減量化・資源化の推進**
リサイクルの推進等により、廃棄物の減量化に努めなくてはなりません。
- **製造・販売等における工夫**
製造・加工・販売などを行うにあたっては、ごみとなったときの処理・リサイクルがしやすい製品の開発を行うとともに、その処理方法について情報提供を行わなければなりません。
- **国・地方公共団体の施策への協力**
ごみの減量化・資源化、適正処理等に関して、国や地方公共団体の施策に協力しなければなりません。



(2) 一般廃棄物と産業廃棄物

「廃棄物」とは廃棄物処理法で定義され、占有者が自ら利用したり他人に売却したりすることができないために不要となったものをいいます。廃棄物は一般家庭の日常生活に伴って生じる「家庭系廃棄物」と事業者自らが処理しなければならない「事業系廃棄物」に分類されます。事業系廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に区分されます。産業廃棄物は法律及び政令で20品目が定められており、産業廃棄物以外の廃棄物を事業系一般廃棄物(事業系ごみ)といいます。

《廃棄物の区分》



注意しましょう！

- 事業系廃棄物は、市は収集しません。
 - ▶ 主な事業系廃棄物の分別 ⇒ P10・11
- ごみの収集運搬や処理を他者に依頼するときは、一般廃棄物は一般廃棄物の、産業廃棄物は産業廃棄物の許可を有する業者に、それぞれ委託する必要があります。
 - ▶ 産業廃棄物許可業者 ⇒ P6
 - ▶ 一般廃棄物収集運搬許可業者 ⇒ P7、P32～

3. 処理の委託

(1) 事業系廃棄物の処理委託の流れ

一般廃棄物(事業系ごみ)

北九州市の「一般廃棄物収集運搬業許可」を有する業者に委託します。
事業系一般廃棄物の

- 分別種類
 - 収集方法
 - 料金
- を相談しましょう。



処理業者と
委託契約

(廃棄物処理法第6条の2第6項)



排出時は、適正に分別して業者が指定するごみ袋に入れて下さい。



北九州市の一般廃棄物収集運搬許可業者が収集します。



事業所から
排出

収集・運搬

中間処理
リサイクル



- 焼却処理
市の焼却場へ搬入され、焼却されます。
- リサイクル
許可業者のリサイクル施設へ搬入され、リサイクルされます。

処理後の残渣は、最終処分場へ運ばれ埋立処分されます。

最終・処分

産業廃棄物

「産業廃棄物処理業の許可」を有する業者に委託します。

- 分別種類
 - 収集方法
 - 料金
- を相談しましょう。
また、委託契約を書面で行う必要があります。



(廃棄物処理法第12条第5項)



引き渡す際には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければなりません。



産業廃棄物収集運搬業許可業者が収集します。

産業廃棄物
収集運搬車
北九州市

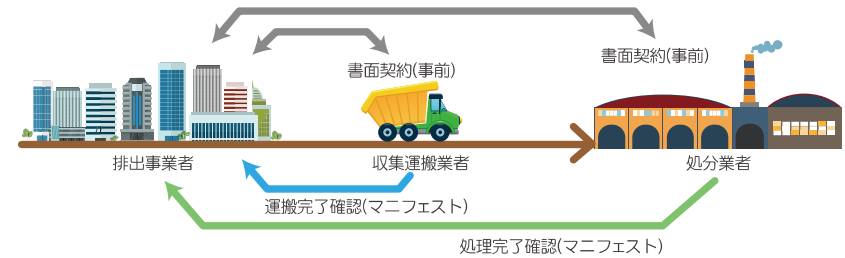


- 中間処理
産業廃棄物処理業許可業者等の施設にて、様々な方法で中間処理されます。
- リサイクル
産業廃棄物処理業許可業者等のリサイクル施設へ搬入されリサイクルされます。

処理後の残渣は、埋立処分場へ運ばれ埋立処分されます。

(2) 産業廃棄物の処分方法について

産業廃棄物の処理を行う場合は、産業廃棄物処理業の許可を有する業者に委託する必要があります。
委託する場合は、収集運搬業者と処分業者それぞれの業者と書面で契約しなければなりません。



▶▶▶▶▶ ポイント!!

1. 業者を選びましょう

- ・処理委託する産業廃棄物の種類・量を把握します。
- ・北九州市産業廃棄物許可業者検索システムなどを参考に、業者を選定します。
「北九州市産業廃棄物許可業者検索システム」<http://www.waste-info.jp/perm/index.php>
- ・複数社から見積を取り、料金を比較します。
※著しく廉価または高価な場合は、不適正処理につながるおそれがあります。



2. 委託契約を交わしましょう

- ・収集運搬業者と処分業者のそれぞれと、書面による委託契約が必要です。

《契約書に記載すべき事項》

- | | |
|----------------------|---|
| ▶ 委託する廃棄物の種類・量 | ▶ 水銀使用製品産業廃棄物等の有無 |
| ▶ 契約の有効期間 | ▶ 情報内容に変更があった場合の伝達方法 |
| ▶ 支払う料金 | ▶ 業務終了時の報告 |
| ▶ 許可及び事業の範囲 | ▶ 契約解除時の未処理物の取扱い |
| ▶ 適正処理に必要な情報提供 | ▶ 運搬の場合、最終目的地住所 |
| ▶ 廃棄物の性状・荷姿 | ▶ 積替え保管する場合、その所在地、保管可能な廃棄物の種類、保管上限、他の廃棄物との混合することの許否など |
| ▶ 通常保管での腐敗、揮発等の性状変化 | ▶ 処分・再生の場合、所在地、方法、処理能力 |
| ▶ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障 | ▶ 最終処分の場合、所在地、方法、処理能力 |
| ▶ 有害物質含有マークの表示に関する事項 | ▶ その他、注意すべき事項 |
| ▶ 石棉含有の有無 | |

3. マニフェストを交付・確認

- ・産業廃棄物の引渡し時に、処理業者にマニフェストを交付します。
- ・処理完了の確認も、処理業者から回付されるマニフェストで確認します。
- ・施設の維持管理・稼働状況など、契約書に従って適正処理がされているか確認します。
- ・マニフェストの保存義務は、5年間です。
- ・翌年度の6月30日までに交付等状況報告書を提出します。



環境省が推進している電子マニフェストの導入により、事務の効率化やデータの透明化を図ることができます。
ご利用をご検討ください。
【問合せ先】公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター ☎0800-800-9023
<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>



廃棄物を処理業者に引き渡したらそれで終わり、ではありません。
例えば、処理業者が不法投棄をすると、排出した事業者が責任を問われることもあるので、最終処分されるまでの流れをきちんと確認しましょう。

・産業廃棄物の種類

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの(業種限定なし)	① 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃掃出物、その他の焼却残さ
	② 汚泥	排水処理後及び各種製造業の生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ペントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	③ 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	④ 廃酸	写真現像廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機酸類等、すべての酸性廃液
	⑤ 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液
	⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	⑦ ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	⑧ 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず、インターロッキングくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	⑩ 鉱さい	スラグ、ノロ、鋳物塵砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石灰、粉炭かす等
	⑪ かけき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	⑫ ばいじん	大気汚染防止法に定めるばいじん発生施設、DXN対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの(※業種限定なし)	⑬ 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷加工業から生ずる紙くず
	⑭ 木くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、木材・木製品製造業(家具製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等 ※パレット等については業種限定なし
	⑮ 繊維くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	⑯ 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	⑰ 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	⑱ 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	⑲ 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	⑳ 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例えばコンクリート固化物)	

上記のほか、爆発性、毒性、感染性などの性状を有する「特別管理産業廃棄物」が政令で定められています。
※水銀又はその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったもので環境省令で定めるものは「水銀使用製品産業廃棄物」となります。

産業廃棄物許可業者

福岡県の産業廃棄物許可業者

検索

北九州市産業廃棄物許可業者検索システム

検索



産業廃棄物に関するお問合せ先

北九州市環境局産業廃棄物対策課 ☎093-582-2177

(3)一般廃棄物収集運搬許可業者と収集方法

一般廃棄物(事業系ごみ)を排出する事業者が、それぞれに適した収集方式を選ぶことができます。
収集方法や料金などは、一般廃棄物収集運搬許可業者に、直接お問い合わせください。

1.許可業者との契約方式

契約方式	内容	契約方法
事業系ごみ専用袋	事業系ごみ専用袋を購入します。 料金には、収集運搬及び処分料が含まれています。	1. 事業系ごみ専用袋収集方式を実施している一般廃棄物収集運搬許可業者に連絡します。 ⇒32ページ 2. 収集業者から、袋を購入します。 3. 決められた日時・場所に専用袋に入れて出す。 ※事業系ごみ専用袋収集方式を実施しているかどうかは、直接収集業者にお問い合わせください。
定額制	ごみの種類や量、収集回数等によって、月々決まった料金を支払います。	1. 一般廃棄物収集運搬許可業者に連絡します。 2. ごみ量や収集回数等の条件をもとに、見積を取ります。 3. 業者を決定し、契約します。
従量制	ごみの種類や収集回数等、その都度排出されたごみ量に応じて料金を決定します。	4. 決められた収集日に、中身の見えるポリ袋に入れて出します。

2.許可業者による収集方法

収集方法	内容	
ブロック収集	市場や商店街などの単位で収集します。	
ルート収集	市内の支店や営業所をつなぐ回収ルートを設定し収集します。	
個別収集	個別に収集します。	

上の全ての契約方式に適用できます。
商店街単位、地域単位、あるいは支店や営業所などをつなぐルートなど、まとまることで効率的な収集が可能になります。

一般廃棄物収集運搬業許可業者

北九州市一般廃棄物収集運搬許可業者(名簿)

検索



一般廃棄物(事業系ごみ)に関するお問合せ先

北九州市環境局循環社会推進課 ☎093-582-2187

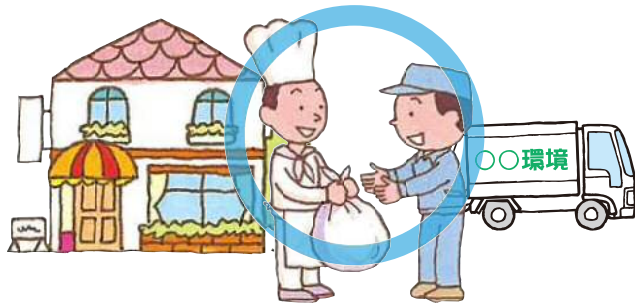
・事業系ごみに関する市のルール

市では、事業系ごみの減量化・資源化を進めるため、収集や搬入のルールを定めています。しっかりルールを守って、適正な処理に努めましょう。

ごみの収集運搬に関するルール

事業系ごみは、事業者自らの責任と負担によって適正に処理する必要があり、**量の多少にかかわらず、市の指定袋は使えません**。事業者責任を放棄して、違反を繰り返す悪質な者に対しては、不法投棄として廃棄物処理法に基づく罰則が課せられることがあります。

事業者が自らの焼却工場や民間のリサイクル施設に持ち込むか、市の許可を持った収集運搬許可業者に依頼して適正に処理しましょう。



⚠️ **ただし、以下の条件をすべて満たす事業所(住居併設事業所)に限って、市の指定袋による収集を行っています。**

- ① 住居と事業所建物が構造上一体であるもの
- ② 家庭ごみとの区別が困難である
- ③ ごみ量が家庭並みに少ない(1回に2袋程度)



ごみが散乱しないよう、ごみ出しルールを守りましょう！

許可業者と契約し、決められた方法(場所・日時など)に出しましょう。



許可業者と契約せずに出し、散乱した事業系ごみ

カラスなどに荒らされないような対策をし、ごみが散乱ないようにしましょう。実際にこのような対策をすることで効果が出ていますので、参考にしてください。

【対策前】



カラス被害で散乱した事業系ごみ

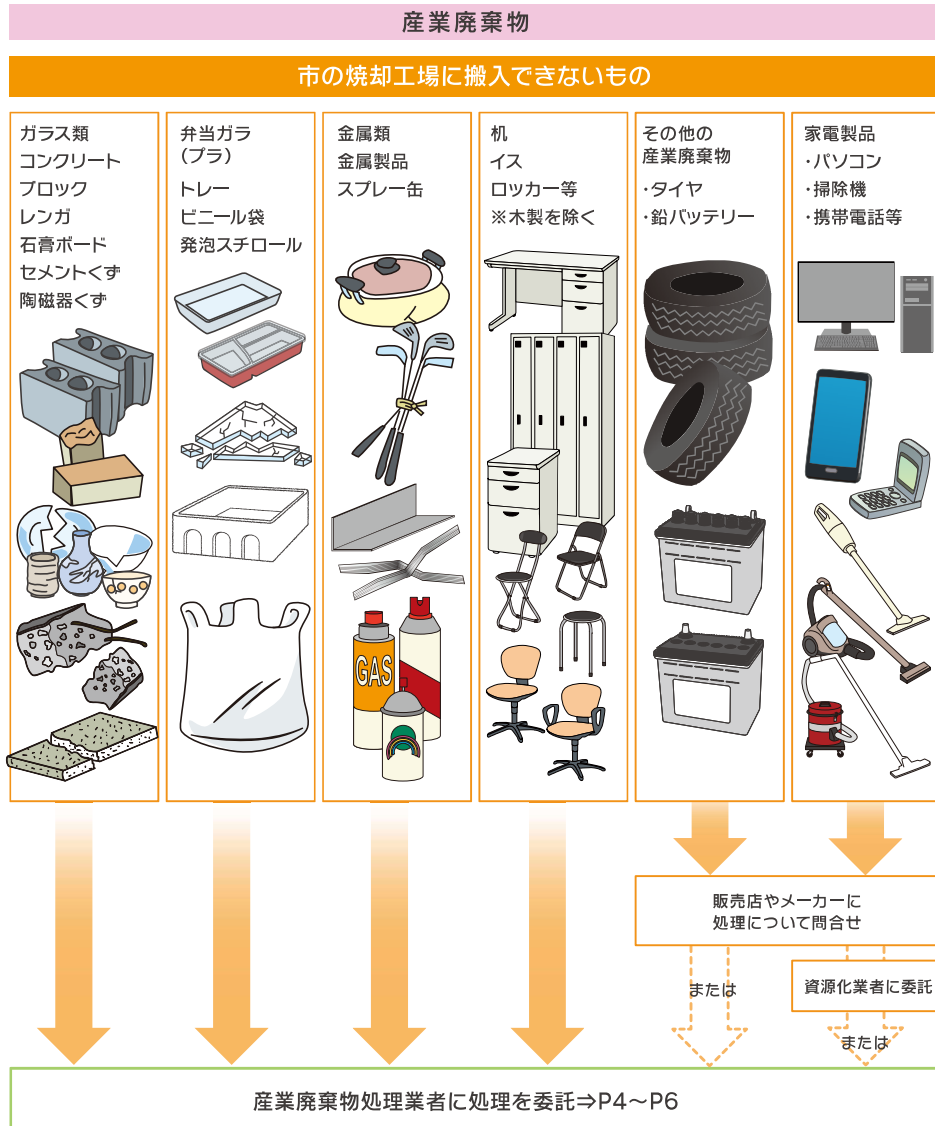


【対策後】



店舗前に置いたポリバケツにごみを入れて出すようにしました

4.主な事業系廃棄物の分別一覧表



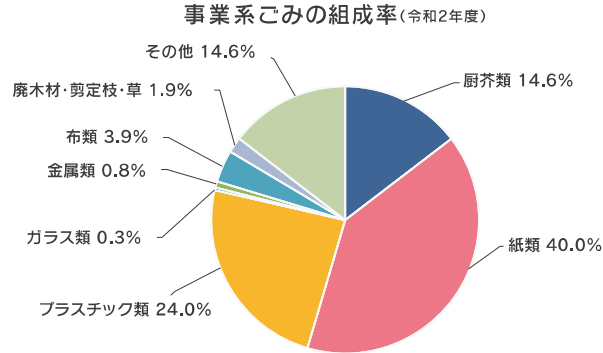
⚠️ 古紙や金属類などは、有価で取引されることがあります。また、まだ使えるものは、再利用に努めてください。



5. 焼却工場への自己搬入

(1) 焼却工場への搬入状況

リサイクルできるものが燃やされています。
焼却工場に持ち込まれる事業系ごみの内訳を調査したところ、リサイクル可能な古紙や廃木材が多く搬入されていることがわかりました。



(2) 焼却工場の搬入ルール

焼却工場には、搬入できないごみがあります。ごみの減量化・資源化を進めるため、また処理施設を安全に運転するためにルールを決めていますので、ご協力をお願いします。
詳細は、事前に各工場にお問い合わせ下さい。

搬入車両の検査を行っています！
搬入前の分別徹底をお願いします。



違反ごみの搬入を防ぐため、ごみ搬入車両の検査を強化しています。
搬入されたごみを広げてチェックし(展開チェック)、違反を確認した場合は、指導して持ち帰っていただくこととしています。
悪質な違反には警告書を発し、場合によっては搬入停止とする可能性もあります。

施設名	受付・搬入時間	場所・電話番号
ごみ処理手数料	10kgまでごとに100円(内税)	
日明工場	平日・土曜・祝日 午前6時～午後5時	小倉北区西港96-2 ☎581-7976
	日曜 午前6時～午前8時30分	
不燃粗大仮置場	平日・土曜・祝日 午前8時25分～午後5時	
新門司工場	平日・土曜・祝日 午前6時～午後8時	門司区新門司3-79 ☎481-4727
	日曜 午前6時～午前8時30分	
皇后崎工場	午後5時～午後8時	八幡西区夕原町2-1 ☎642-6731

焼却工場へのごみ搬入及び休止について 北九州市

検索



(3) 焼却工場に搬入できない事業系ごみ



市外ごみ

北九州市以外から排出されたごみは、搬入できません。
処分方法は、ごみが発生した自治体へお問い合わせください。

リサイクル できるもの

(1)古紙(例)新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ(コピー用紙など)
(2)廃木材(例)木製の家具類、家屋の解体くず、剪定枝、倒木、木製パレットなど
(3)かん・びん・ペットボトル



⇒⇒⇒ 処分方法は、P10・11参照

危険性が あるもの

(1)爆発の危険のあるもの(例)ガスボンベ、燃料タンク、スプレー缶
(2)発火の危険のあるもの(例)ライター、マッチ、リチウムイオン電池



⇒⇒⇒ 処分方法は、P14参照

その他 (主なもの)

家電4品目の処分方法は、販売店やメーカーに問合せください。
その他のものは、産業廃棄物処理業者又は北九州市環境局産業廃棄物対策課にお問い合わせください。(P11参照)

焼却工場へ持ち込まれた主な違反物

搬入者(収集業者)だけではなく、排出者(各事業者)にも責任があります！



プラスチック・ビニール類



石膏ボード
(建設廃材)



電器基盤、金属類



家電4品目



ゴム類
(自動車部品)

(4)リチウムイオン電池等の搬入が火災の原因となっています



ご存知、 ですか!?!

「リチウムイオン電池」
などは正しく処分しな
いと火災の原因とな
るおそれがあります!



環境省HP
「セーフリサイクル！リチウムイオン電池
(正しい捨て方の動画)」より抜粋

適切な処理方法

上記ごみは、他のごみと分けて、まずは、メーカー等にお問い合わせください。
処理先が見つからない場合は、北九州市環境局産業廃棄物対策課にお問い合わせください。

令和元年度から令和4年度の発火・発煙及び火災件数

・車両 7 件 ・焼却工場 51 件

主な火災事例

- ・令和2年6月25日(木)日明粗大ごみ資源化センター火災(消防出動・施設焼失)
- ・令和3年3月12日(金)皇后崎工場 一般ごみピット火災(消防出動・2日間ごみ受入停止)
- ・令和4年12月23日(金)皇后崎工場 一般ごみピット火災(消防出動・約1週間ごみ受入停止)



お問合せ先
北九州市環境局循環社会推進課 ☎093-582-2187 北九州市環境局産業廃棄物対策課 ☎093-582-2177

(5)不適正処理事例

違反ごみの搬入検査

焼却工場に搬入される事業系ごみの中には、プラスチックや、かん・びん・
ペットボトルなどの違反物が搬入されています。これらを防止するため、
焼却工場では、搬入物の展開チェックを実施しています。

《令和3年度の検査結果》

	検査台数	違反物指摘件数
合計	471台	84件



※悪質な違反には**警告書**を**発し**、場合によっては、**搬入停止**とする可能性もあります。



最近の産業廃棄物の投棄事例
(工場から警察へ通報)

工場への産業廃棄物の投棄は違法です!!

違反した場合は、最大5年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金または併科に処せられます。

搬入物検査等を行い、持ち込みや不法投棄が判明した場合は受け入れを断り

排出元への確認や**警察への通報**を行います。

6.ごみの減量とリサイクルに取り組みましょう

ごみの減量化・資源化に取り組むためには、まず、事業所で発生するごみ処理の実情を把握することが必要です。これをもとに処理方法を改善し、社内に周知することで、取組みを推進することができます。

STEP 01

実態把握

まずは、ごみの発生状況を確認しましょう。ごみの種類や量を把握し、排出段階で分別を徹底することで、焼却するごみの量を減らすことができます。



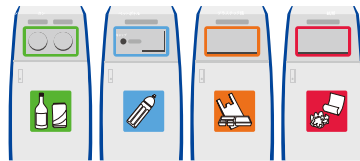
STEP 02

分別の徹底

ごみの適正処理の第一歩は、正しい分別です。ごみが発生したら、「リサイクル可能なもの」「産業廃棄物」「一般廃棄物(事業系ごみ)」に分けて、ルールに則った正しい処理をしましょう。

- ごみ処理の管理担当者を決め、処理計画を立てて、ルールを決める。
- ポスターや回覧などで、社内にルールを周知徹底する。
- 利用しやすい場所に、分別ボックスを置く。などの方法が効果的です。

きちんと分別すれば、焼却するごみが減り、処理コストの削減や企業のイメージアップにもつながりますので、計画的な取組みに努めましょう。



STEP 03

ごみの処理

分別に取り組んだ結果、残ったごみ一般廃棄物(事業系ごみ)は市の焼却工場で処理します。自ら工場へ搬入するか、一般廃棄物の収集運搬許可業者に委託してください。(P7参照)

また、産業廃棄物は種類ごとに分別し、産業廃棄物許可業者に処理を委託してください。(P6参照)

なお、リサイクル可能な古紙、廃木材、かんびん・ペットボトルは、焼却工場に搬入できません。許可業者に収集を委託する場合も、「一般ごみ(可燃ごみ)」に入れずに、きちんと分別・リサイクルしましょう。



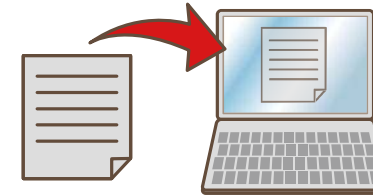
7.3Rとは?

「3R」とは、ごみの減量・資源化を進めるため、リデュース(Reduce)・リユース(Reuse)・リサイクル(Recycle)の頭文字である3つの「R」とって作られた言葉です。

01 | リデュース(発生抑制)

生産、流通、消費の各段階で、ごみの発生を抑制します。

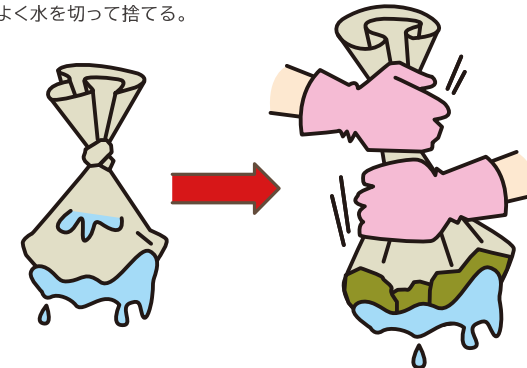
- ・業務内容を見直し、過剰な仕入れや返品によるロス減らす。
- ・紙の両面コピーの徹底やペーパーレス化(ITの活用など)を進める。



- ・使い捨て用品の使用を控え、詰替え用品や、繰り返し使える食器を使用する。
- ・商品の簡易包装に努める。
- ・飲食店では、小盛メニューの提供や持ち帰りの実施など食品ロスの削減に努める。



- ・生ごみは、よく水を切って捨てる。



02 リユース(再使用)

使えるものは、何度でも再使用します。

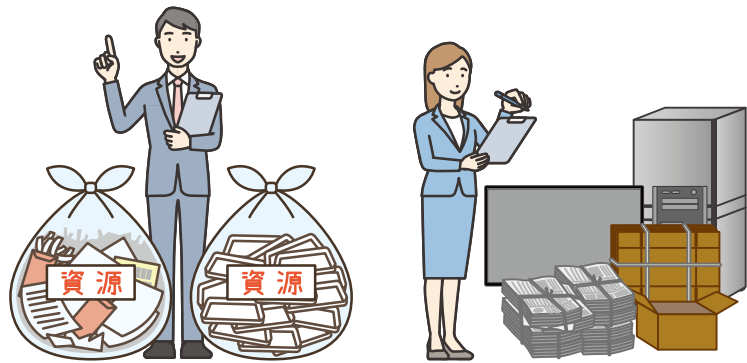
- ・裏紙を、印刷用紙やメモ用紙として活用する。
- ・使用済みの封筒を加工し、社内連絡便や書類回覧に利用する。
- ・商品の仕入・納入などの際に使用される箱を、繰り返し利用する。
- ・酒などの飲料やしょうゆなどは、リターナブルびんを使用する。
- ・不要になった机などの備品を、必要とする他の部署で活用する。
- ・リユースショップやアプリなどを活用して再利用先を見つける。
- ・北九州SDGsクラブを利用して必要な企業・学校等へ提供する。



03 リサイクル(再生利用)

再使用できないものは、再資源化します。

- ・紙類、廃木材、金属等、リサイクル可能なものは分別し、再資源化する。
- ・家電製品や食品廃棄物などを、リサイクル法に則って処分する。
- ・北九州SDGsクラブのプロジェクトに参加(紙の循環から始める地域共創プロジェクト等)



※北九州SDGsクラブ・・・SDGsに関連する活動にすでに取り組んでいる、又は関心を持っている団体・企業・個人等が参加できる組織です。

北九州SDGsクラブ

検索



8.個別の資源化について

(1)古紙

古紙には、新聞、段ボール、雑誌、雑がみ、飲料用パックなどがあります。その品質や特徴に応じてそれぞれ異なる紙の原料に使われることから、種類ごとに分別して排出することが重要です。

リサイクル可能な古紙は、市の焼却工場に搬入できません。

分別した古紙は、古紙回収業者に自ら持ち込むか、一般廃棄物収集運搬許可業者等へ収集を依頼してください。

事業系古紙回収拠点のご紹介 北九州市

検索



{古紙の再生先}



焼却工場で焼却される事業系ごみには、まだリサイクル可能な古紙(特に雑がみ)が混ざっています。ちょっとした工夫と努力で分別することができますので、積極的に古紙の減量・リサイクルを進めましょう。

{リサイクル可能な「雑がみ」の例}



{リサイクルできないものの例}



古紙の発生を減らしましょう!

古紙そのものを減らす取組みが重要です。

① 両面印刷・両面コピーの活用

- 複数ページの印刷・コピーをするときは両面とし、2アップ(2in1)や4アップといった集約機能を活用する。

② 書類の一元化

- 資料などの書類の共有化を図り、できるだけ印刷・コピーをしない。
- 連絡・周知文書には、回覧や掲示板を活用する。

③ 不要になった紙の再使用

- 用紙の裏面を、メモ用紙や印刷用紙として利用する。
- 使用済みの封筒を、回覧書類入れや社内メール便などに使用する。
- 使用済みの紙ファイルの表紙を加工するなどして、ファイルとして再使用する。

④ ITを活用したペーパーレス化

- 電子メールや記憶メディアを活用する。
- IT機器を活用し、紙を使った会議資料をできるだけ減らす。

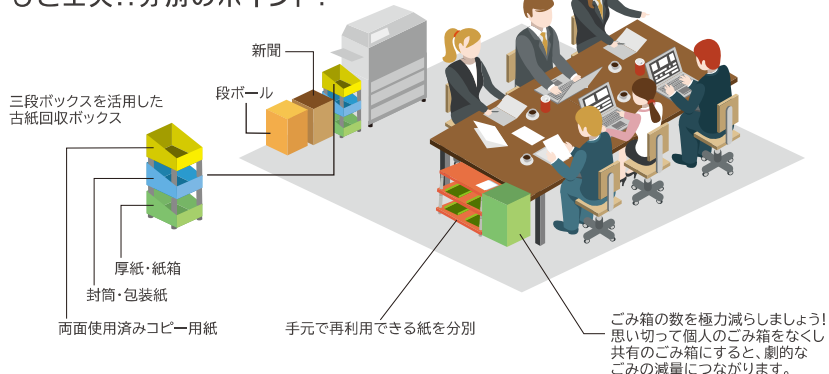


古紙の分別・リサイクルを進めるためには

- ① 古紙の分別・リサイクルを会社の方針として進めることが重要です。
- ② 担当する社員を決め、ルールを定め、社内に周知します。
- ③ 分別の意識を高め、取りくみやすい環境を整えます。

- 職場のごみ箱を減らし、まず手で分別できるボックスを置きましょう。
- 古紙回収ボックスを設置し、社内の古紙を集約しましょう。
- ボックスには、回収品目や禁忌品を明示し、分別を徹底しましょう。

ひと工夫!! 分別のポイント!



雑がみ分別BOX

無料で配布します

事業所向けに『雑がみ分別BOX』を無料配布します!!

素 材:ダンボール

90Lサイズ:幅56cm×奥行39cm×高さ65cm

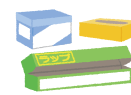
45Lサイズ:幅45cm×奥行25.5cm×高さ52.5cm

焼却工場にリサイクル可能な古紙(雑がみ)が搬入されています。雑がみの分別・リサイクルを推進することでごみを削減しましょう!



例えばこの様なものが「雑がみ」になります。

はがき・封筒 チラシのダイレクトメール、ミスコピー用紙、ポスター、カレンダー、ティッシュなどの紙箱、紙袋、包装紙、トイレットペーパーの芯 等 ※ビニール、プラスチック類、金属部分は取り除いてください。



ティッシュなどの紙箱



名刺・はがき・封筒



ダイレクトメールやチラシ



メモ用紙・紙製ファイル
使用済みのコピー用紙



台紙



ちぎった紙や丸めた紙



ノート



紙袋



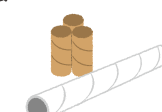
カレンダー



ポスター



包装紙



トイレットペーパーの芯など

リサイクルできない紙ごみ

- *防水加工紙: 油紙、油とり紙、紙コップ、ビニールコーティングされた紙、ヨーグルトの紙製容器等
- *特殊な紙・加工している紙: カーボン紙、壁紙、シール、ステッカー、写真等
- *匂いが付いている紙: せっけんや洗剤、線香の箱や包紙等
- *汚れてしまった紙: 汚れや食品がついた紙や箱等、長期保存で変色した紙等



お問合せ先 北九州市環境局循環社会推進課 (093) 582-2187

事業所から出るごみについて 北九州市

検索



(2) 廃木材

木製のパレットや梱包材、解体材、家具・建具、生木、枝葉などの廃木材は、合板などのリサイクル品の原料や、燃料、家畜の敷き藁などにリサイクルすることができます。
リサイクルできる廃木材は、市の焼却工場に搬入できません。
民間の処理(リサイクル)業者へ搬入してください。



廃木材の民間リサイクル事業所一覧表 北九州市 [検索](#)



(3) 古着

事業所の制服や作業服をリサイクルすることができます!!

デザインのリニューアル、使い古しなどで不要となった制服や作業服を、自動車の内装材へリサイクルすることができます。



事業所でのリサイクルの取組み例

株式会社不動産のデパートひろた
SDGs(持続可能な開発目標)に基づき、不要となった制服をリサイクル業者に提供しました。



株式会社スターフライヤー
これまで、不要となった制服については産業廃棄物として処理していましたが、産業廃棄物の削減、リサイクル活動への参加の一環として、今回2つの職種の制服のリサイクル運用を追加で始める事としました。



西日本家電リサイクル株式会社
会社操業20周年を迎え作業服をリニューアルし、旧作業服をマテリアルリサイクル業者に提供しました。



小倉運送株式会社
設立70周年を迎え制服を一新し、旧制服はリサイクル業者に提供しました。



事業所の制服・作業服の回収・リサイクル 北九州市 [検索](#)



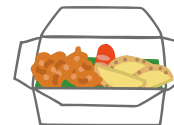
(4) 食品廃棄物(食品ロス・生ごみ)

食品ロスとは、まだ食べることができるにもかかわらず廃棄されている食品のことです。日本国内では、この食品ロスが生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に大量に廃棄されており、その削減が必要な課題となっています。令和2年度の農林水産省の推計では、家庭系食品ロスが約247万トン、事業系食品ロスが約275万トン、合計で約522万トンもの食品ロスが発生しています。
令和元年10月に食品ロス削減の推進に関する法律が施行され、まだ食べることができる食品は、できるだけ食品として活用していくこととされました。
また、食品ロスを削減することは、ごみの減量化・処理コストの低減のみならず、食料の生産・製造等に必要となる資源・エネルギーの節約やその活動で排出されるCO₂の削減などの環境負荷の低減にもつながりますので、事業者の皆様のさらなる取組みが望まれます。

発生抑制(リデュース)が最優先

食品ロス削減のために、まずは、発生抑制(リデュース)を最優先しましょう。
以下のような取組みをしましょう!

- ① ごみを分別・計量し、発生する量や原因・課題を把握する。
- ② 需要を予測して計画的な仕入れを行い、売れ残りを防ぐ。
- ③ 賞味・消費期限前に、ばら売り・値引き販売や、フードバンクとの連携を行う。
- ④ 飲食店・旅館では、調理時に食材をむだなく使いきる。「小盛りメニュー」や「持ち帰り」などにより、食べ残しを減らす。



フードバンク・フードドライブについて

食品メーカー等から食品衛生上の問題はないものの諸事情で販売できなくなった食品を引き取り、福祉団体や生活支援を必要とする方に譲渡する活動を行う団体をフードバンクと言い、このような活動をフードドライブと言います。

食品製造事業者が販売に回せなくなった未使用食品をフードバンクに寄贈する例や、大学や小売事業者がフードドライブを企画して、家庭で消費しきれない未使用・未開封食品を店頭等で回収し、フードバンクや地域の福祉施設等に寄贈したりする例が増えています。



市内のフードバンク活動団体

認定NPO法人 フードバンク北九州ライフアゲイン
〒805-0019 八幡東区中央2丁目14-17
TEL:093-672-5347 FAX:093-671-2395
※月・水・金曜のみ 10:00~17:00
URL: <http://fbkitaq.net>



北九州市内のフードドライブ情報 [検索](#)



「残しま宣言」運動

北九州市では、食品廃棄物削減の取組みとして、市民や飲食店等が取り組むことのできる「残しま宣言」運動を実施しています。この取組みのひとつとして、「外食時の食べ残しをなくす取組み」を行う飲食店等を「残しま宣言応援店」として登録し、ホームページで紹介しています。



応援店の取組み

「残しま宣言応援店」は、以下の6項目のうち1項目以上の取組みを行っている店舗であれば登録が可能です。登録を希望する場合は、電子申請又は市のホームページの申請用紙をダウンロードしてご提出ください。

特典付与	食べ切りを行ったグループ等に、「店舗独自の食べ切り特典」を付与。 例：次回割引券、ドリンク券の付与等
提供量の調整	来店者の希望に応じた料理提供量の調整。 例：小盛りメニュー導入、コース内容の変更等
持ち帰り対応	持ち帰り希望者への対応。 例：消費期限等を説明した上での食べ残しの持ち帰りの提供、ドギーバッグの用意等 食べ残し料理を持ち帰る場合は食中毒リスクを十分に理解した上で、自己責任の範囲内で行うようお願いします。 (「飲食店等における「食べ残し」対策に取組むに当たっての留意事項」消費者庁、農林水産省、環境省、厚生労働省より)
お声かけ運動	食べ切りを促すお声かけの実践。 例：宴会での食べ切りの呼びかけ、注文受付時の適量注文の呼びかけ、残しま宣言応援店である旨の呼びかけ等
啓発活動	ポスター掲示等による、食べ切り促進に向けた啓発活動の実施。
独自の取組み	上記以外の食べきりにつながる店舗独自の工夫。 例：苦手な食材の変更等

「残しま宣言」運動 北九州市 [検索](#)



生ごみの再生利用(リサイクル)について

食品ロスの発生抑制(リデュース)に努めても発生する生ごみ(調理くず、食べ残し等)については、再生利用(リサイクル)を検討しましょう。

食品のリサイクルには、飼料化・肥料化・メタン化等の方法があります。食品廃棄物の量や内容、リサイクルの方法(自ら実施又は委託)などを考慮し、適切なリサイクルを検討してください。

1. 自らリサイクルを行う

生ごみ処理機をリースして、店舗に設置するなど、自ら生ごみを堆肥化する方法などがあります。
※堆肥化等の処理施設の処理能力が5トン/日以上の場合は、一般廃棄物処理施設の設置許可が必要となります。(廃棄物処理法第8条第1項)

2. リサイクル業者を利用する

一般廃棄物である「生ごみ」のリサイクルには、

- ① 一般廃棄物処分業の許可を有する業者で処理する方法
- ② 食品リサイクル法の登録再生利用事業者や、再生利用事業計画の認定を受けた事業者で処理する方法があります。
- ③ 食品リサイクル法による処理では、特例として、一般廃棄物の収集運搬業の許可の一部または全部が必要なくなるため、市外のリサイクル施設を利用することが可能となります。

■ 市内でリサイクル

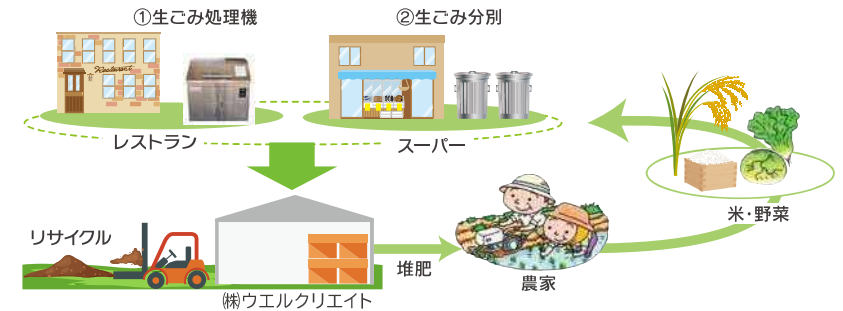
一般廃棄物処分業許可業者

(株)ウエルクリエイト 北九州市若松区向洋町(☎093-752-5300)

● 処理方法: 堆肥化

このようなリサイクルをしています!!

- ① 事業者は、リースされた処理機に生ごみを投入。半年に1度、(株)ウエルクリエイトが発酵物を回収して、完熟堆肥にリサイクル。
- ② 事業者は、異物を除去して生ごみを分別し、堆肥化処理を委託。



リサイクルされた堆肥が農家で使用され、作った米や野菜が消費者に提供されます。廃棄された食品が、リサイクルによって農作物として戻って来る「地域循環圏」を築いています。

(5)プラスチック

プラスチックの設計から処理までのライフサイクル全般にかかわるあらゆる主体における資源循環の取組み、3R+リニューアブルを促進するため、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。

この法律では、事業者に対して、プラスチックの「環境配慮設計」「使用の合理化」「自主回収」「排出抑制・再資源化」等が求められています。(法律の詳細は環境省のホームページをご覧ください)

▶ オフィスでできること

コーヒーサーバー周りのプラスチック製消耗品の削減や素材を変更

- 来客用の使い捨てプラスチックカップ、マドラーを紙などの他素材に変更する。
- プラスチックごみ削減を周知するカードを設置



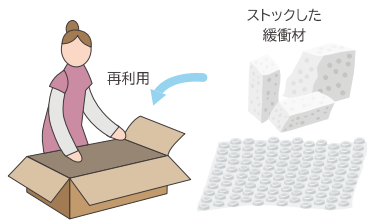
プラスチックごみを削減する行動目標を設定し社内に表示

各自で特に力を入れる行動目標を選定し、期間(〇〇月間など)を定め、意識しながら実践する。

- 例えば
- マイボトル・マイカップを活用しよう
 - 買い物にはエコバッグを使おう
 - プラスチックストローは控えよう
 - 文具、生活雑貨はリユースしよう
 - プラスチック類を処分するときは、分別しよう

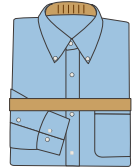
▶ 製造業でできること

緩衝材に使う発泡スチロールや気泡入りビニール製を再利用



プラスチック製の部材を他の素材に転換

- Yシャツの襟の形を維持する保形成資材をプラスチック製から紙製へ転換



- お菓子の包装をプラスチック製から紙製へ転換



▶ サービス業や小売業でできること

プラスチック製の配布物品の提供廃止や素材を変更

お客様へ提供するプラスチック製品の削減や素材変更を行う。

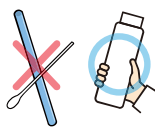
スーパーやコンビニエンスストア

- スプーン、割ばし、おしぼりなどの要否を声掛け
- ストローが不要なカップの使用



レストラン・コーヒーショップ

- ドリンクバーでのストロー常備廃止(希望者のみに提供)
- タンブラーやボトル持込のお客様に割引



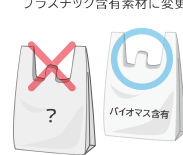
ホテル等宿泊施設

- 歯ブラシやくしなどの持参を促す
- シャンプーなどを詰め替え容器にして使い捨て個包装等を廃止



小売店

- 石油由来のレジ袋をバイオマスプラスチック含有素材に変更



また、プラスチックごみの削減、不要な使い捨てプラスチックの削減などの取組みを実施している北九州市内の事業者などの「北九州市プラごみダイエット協力店」を募集し、事業所のPRを行っています。

一緒に「プラごみダイエット」に取り組みませんか？

プラスチックごみ問題の解決に向けて、事業者のみならず市民もできることから始めてみましょう。北九州市では、プラスチックごみの削減や不要な使い捨てプラスチックの削減などに取り組む「プラごみダイエット協力店」を募集しています。

以下のプラスチックごみの削減などの取組みを行っている事業者のみならず、ぜひご登録をお願いします。

プラスチックごみの削減・使い捨てプラスチックの使用削減に関する取組み

取組み例

- プラスチック製スプーン等の有償化や廃止
- プラスチック製スプーン等を提供する際の意思確認や受け取らない消費者へのポイント還元
- マイバッグ・マイボトル利用促進など

プラスチックの回収・代替品の利用促進に関する取組み

取組み例

- プラスチック製ストローを紙製に変更
- 再生材やバイオマスプラスチック等の代替品の使用
- 自ら製造・販売したプラスチック製品の自主回収など

プラスチックのリユース・リサイクルに関する取組み

取組み例

- 店頭での食品トレイなどの分別回収
- ペットボトルを含むプラスチックの分別など

その他

取組み例

- 会議等での個別ペットボトルの使用削減
- イベント等での使い捨てプラスチックの使用削減
- 社員へのプラスチック削減の啓発や研修会の実施など

▶▶▶ 申込・お問合せ先

北九州市環境局循環社会推進課
☎093-582-2187

北九州市プラごみダイエット協力店

検索

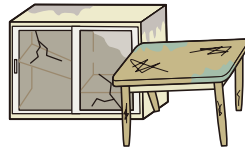


(6) その他

● 大型ごみ

事業所から出る大型ごみは、ごみの材質により、一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。区分に応じて、それぞれの廃棄物を処理できる許可業者に処理を委託してください。

⇒ 一般廃棄物と産業廃棄物の分類は、P3
⇒ 市の処理施設での受入れは、P12



! 搬入できないものがありますので、事前に処理施設にお問い合わせください。

● 家電4品目 (エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)

業務用でない家庭用製品は、事業所で使用しているものであっても、「家電リサイクル法」の対象となります。過去に購入した販売店、または買い替え品を購入した場合はその店舗に引き取り義務がありますので、引き取りを依頼してください。(リサイクル料金と収集運搬料金が必要です。)

また不用になった家電4品目を、自ラリサイクル工場(家電メーカーがあらかじめ指定する引取場所)に持ち込むことができます。この場合、収集運搬料金は不要ですが、事前に郵便局でリサイクル料金を払い込む必要があります。

【指定引取場所】

西日本家電リサイクル(株) 北九州市若松区響町一丁目62番地 ☎093-752-2424



● パソコン

「資源有効利用促進法」に基づき、メーカーがリサイクルしています。

【問合せ先】一般社団法人パソコン3R推進協会 ☎03-3292-7518



● 小型電子機器

事業所で使用し、不用となった携帯電話、デジタルカメラ、電卓やこれらの機器の充電用コードなどの小型電子機器については、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」において、再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。と規定されています。

国の認定を受けた、小型家電リサイクル法認定事業者に引き渡し、適正に再資源化しましょう。

【問合せ先】

環境省ホームページから確認。 <https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/trader.html>



● 水銀使用製品 (蛍光管・血圧計など)

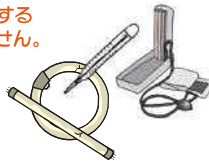
「水銀に関する水俣条約」が締結され、水銀による環境汚染の防止に向けた取組みが国際的に進められています。オフィスや病院などの事業所から出る、蛍光管、水銀体温計・水銀血圧計等の水銀を使用した製品は、産業廃棄物として適正に処分しましょう。

! 焼却工場には、搬入できません。また、市が区役所や電器店等に設置する回収ボックスは家庭用ですので、事業所から出るものは回収できません。

【問合せ先】

蛍光管・水銀体温計・水銀血圧計 (株)ジェイ・リライツ ☎093-752-2386

その他 アサヒブリテック㈱ ☎093-481-6050



● 鉛使用製品 (自動車用鉛バッテリーなど)

鉛を含んだ製品が工場に搬入されると、国の定める環境基準値を超える鉛成分が検出されることがあります。自動車用鉛バッテリーなどは、焼却工場には搬入できませんので、販売店に相談するか、産業廃棄物として適正に処分しましょう。

【問合せ先】鉛バッテリー 販売店に相談

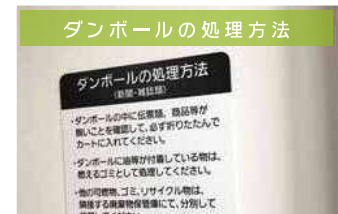


9. 優良事業者の取組事例

分別表を作成し、各テナントから排出される廃棄物や資源化物を適正に分別させています。

ごみの量を量ることで、いつどのテナントからどのようなごみが多く排出されているかを知ることができ、ごみの削減に努めることができています。

また、間違った分別をなくすため、廃棄物保管庫へ持ち込む時間を決めて、管理者が分別の適否を判断しています。



10.参考資料

(1)古紙の回収拠点一覧

回収拠点名	住所	電話番号	受付時間	持込可能なもの						機密古紙 (有料)※
				新聞紙	雑誌	段ボール	シュレッダー	オフィス ペーパー※		
(有)恵上商店	門司区新門司3-67-29	093-483-1010	8:00~16:30 注)日曜は休み	○	○	○	△	○	○	
(有)川崎商店	門司区新開6-30	093-321-4670	8:00~17:00 注)日曜祝日は、 8:00~15:00	○	○	○	△	○	×	
紙原料センター(株)	小倉北区西港町10-3	093-581-4919	8:00~17:00 注)日曜祝日は、 8:00~15:00	○	○	○	○	○	○	
北九資源(株)	小倉北区青葉1-2-7	093-582-1191	8:00~17:00 注)年中無休	○	○	○	△	○	○	
大和紙料(株)	小倉北区西港町83-1	093-591-2169	9:00~17:00 注)土日祝日は休み	○	○	○	○	○	○	
(株)坪井商店 小倉北店	小倉北区高浜2-7-47	093-551-1309	8:00~17:00 注)日曜・元日は休み	○	○	○	○	○	○	
日本資源流通(株)	小倉北区西港町86-13	093-591-1070	8:30~17:00 注)土日祝日は 要事前連絡	○	○	○	○	○	○	
関門紙原料(資)	小倉南区中吉田2-1-6	093-473-6342	8:00~17:00 注)日曜祝日は 8:00~15:00	○	○	○	○	○	○	
(株)坪井商店 本社	小倉南区上曾根新町12-12	093-474-6101	8:00~17:00 注)年中無休 (元日除く)	○	○	○	○	○	○	
(株)丸綿産業	小倉南区津田1-14-47	093-475-4708	8:30~18:00 注)年中無休	○	○	○	△	○	○	
(株)サン・オリーブ	若松区向洋町10-55	093-761-1644	8:00~17:00 注)土日祝日も受付可	○	○	○	○	○	○	
(株)西日本ペーパーリサイクル	若松区善町1-62-19	093-751-8315	8:30~17:00 注)日・祝日は 要事前連絡	○	○	○	○	○	○	
(株)丸清	若松区南二島4-2-18	093-772-5050	8:00~17:00 注)日曜日は休み	○	○	○	○	○	○	
(株)門文商店	八幡東区西本町1-4-3	093-671-3551	8:00~17:00 注)日曜・祝日は休み	○	○	○	○	○	○	
(株)紙資源	八幡西区上上津役5-7-14	093-611-1395	24時間年中受付可 注)事務所営業は 8:15~16:30 (日・祝除く)	○	○	○	○	○	○	
(株)グリーン藤川	八幡西区洞北町1-10	093-695-2808	9:00~17:00 注)日祝日は休み	○	○	○	○	○	○	
(株)西原商事	八幡西区陣原2-2-21	093-641-2055	8:00~17:00	○	○	○	○	○	△	

▶その他の品目、受付方法、分別方法、収集の可否等については、各社へお問い合わせください

※ オフィスペーパー→オフィスで不要となったコピー用紙、チラシ、包装紙、封筒(セロハンの窓付や撥水加工品を除く)、紙袋(ビニール付を除く)など

※ 機密古紙の処理方法は各拠点で異なり、有料のサービスとなりますので、必ず事前に各拠点へお問い合わせいただき、ご納得のうえご依頼ください。また、そのセキュリティを北九州市が保証するものではありません。

(2)廃木材の民間リサイクル施設一覧

廃木材などの搬入場所	受入品目 (取扱区分)	備考	一廃	産廃
木材開発株式会社 若松工場 若松区南二島五丁目3番2号 ☎093-791-5900 受付時間:8:00~17:30 受付可能日:月~土 (日曜、祝日は休み)	解体材、建設廃材、木製パレット、型枠材、 開梱包廃材、木製端材 (異物が付着、混入されていない物) 化粧加工合板・繊維板、木製家具・建具及び 上記商品で(多少の油污、ペンキ付着のある物) 生木・枝葉(直径5cm未満) 生木・幹(直径5cm~35cm未満) 生木・幹(直径35cm~50cm未満) 生木・幹(直径50cm~100cm未満) 生木・幹(直径100cm以上) 竹 生木の根株(直径35cm未満) 生木の根株(直径35cm~50cm未満) 生木の根株(直径50cm以上)	マテリアル用材料、 サーマル用材料として 受入	○	○
㈱NRS(旧中山リサイクル産業㈱) 若松区善町一丁目79番1 ☎093-752-6100 受付時間:8:00~12:00 13:00~17:00 受付可能日:月~土 (日曜、祝日は休み)	木くず(一般廃棄物不可) A 木くず単品(選別が不要な物) B 木くず(多少の選別が必要な物) C 木くず(かなりの選別が必要な物) 生木(一般廃棄物不可) 一本物(単品に限る) 枝葉(単品に限る) 幹(単品に限る) 枝葉・幹(単品に限る)	木くずとの混合状態で 料金が変わります。	×	○
ホクザイ運輸㈱ 小倉北区西港町72-30 ☎093-561-3400 受付時間:8:00~12:00 13:00~17:00 受付可能日:月~金 (第2,4土曜、日曜、祝日は休み)	パレット・木片・おが屑・かなな屑・合板・型枠・ ベニヤ・パーティクルボード・木製家具・木製建具・ 化粧合板・解体材 枝葉(直径5cm未満) 幹(直径5cm~35cm未満) 幹(直径35cm以上) 竹(竹の根株は受付不可) 根株(直径35cm未満) 根株(直径35cm以上)		○	○
二島チップ興業㈱ 若松区南二島2丁目8-8 ☎093-791-4244 受付時間:8:00~16:00 受付可能日:月~土 (日曜、祝日は休み)	生木・丸太のみ(一般廃棄物不可) ※下記の形状のものは、無料で引取。 末口直径6cm以上で、長さ1.5~2.2m (枝打ち良好)なもの。 (国内広葉樹(柿は除く)、日本松、杉)	産廃材は、降ろし場を 確保するので事前に 連絡が必要。	×	○
㈱守造園建設 小倉南区大字堀越510-1 ☎093-962-6060 受付時間:8:00~12:00 13:00~17:00 受付可能日:月~金 (土・日曜、祝日は休み)	柱、梁、角材(解体材)、木製パレット、 梱包材、合板等 家具、建具、腐食した木材、付着物がある解体材 伐採・伐根材(枝葉、幹、竹、根株※) ※竹の根株は受付不可	根株の土砂、石等は 予め除去、異物混入は可。 (ビニール、腐プラ、 紙、空缶、ペットボトル他)	○	○

※受付料金、営業日、搬入の際の詳細な条件については、事前に各リサイクル事業所に直接お問い合わせ下さい。

(3)一般廃棄物収集運搬許可業者名簿 その1

門司区

事業者	電話	収集できる品目
㈱川原グループ	093-481-2002	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱広吉環境開発	093-341-0131	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱川崎商店	093-321-4670	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
JR九州サービスサポート㈱	092-483-3542	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱越治産業	093-341-0051	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱クリーンセンター	093-481-4523	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱恵上商店	093-483-1010	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱イマナガ	093-481-5097	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
豊光産業㈱	093-381-0363	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱野原商会	093-483-1900	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱クリーンズカンパニー	093-481-5359	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
山口資源㈱	0835-26-6115	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
ビルドメンテック㈱	093-483-3555	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱マルニシ	093-481-0232	B類(粗大ごみ、木くず、紙くずに限る)
㈱産興エコサービス	093-481-0303	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、草木くずに限る)
井上 要(井上商店・ダストクリーン)	093-371-0047	B類(粗大ごみに限る)
太刀浦埠頭㈱	093-332-2761	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、草木くず、布くず、食品・飼料くずに限る)
㈱アートライフ	093-861-9555	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、布くずに限る)
中川 慎也(いろいろ工房)	080-5254-6812	B類(粗大ごみに限る)
㈱Pivot	093-967-0833	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、空き缶、空瓶、草木くず、繊維くず、ペットボトルに限る)
前田 竜治(モトヤ企画)	090-8399-8125	B類(粗大ごみ、木くず、紙くずに限る)
㈱ツネミ	093-481-0278	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、繊維くずに限る)
梅崎産業㈱	093-481-1012	B類(粗大ごみ、木くず、紙くずに限る)
黒木 明日見(黒木商事)	090-4583-0405	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、繊維くずに限る)
栗村 晃(スッキリエコサービス)	093-331-5101	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、陶磁器くず、布くずに限る)
吉永 将隆(未来)	093-382-5516	B類(粗大ごみに限る)
大澤 哲也(オーサワホーム)	093-280-3543	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、布くず、草木くずに限る)
㈱岩井商店	093-481-0207	B類(粗大ごみ、木くず、紙くずに限る)
イケソ工海運㈱	093-481-6520	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、陶磁器くずに限る)
㈱綜建産業	093-381-9600	D類(浄化槽汚泥に限る)
㈱ホクエイ	093-381-0616	D類(浄化槽汚泥に限る)



小倉北区

事業者	電話	収集できる品目
九州清掃事業センター㈱	093-581-0150	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱夏目商店	093-592-5575	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
九州チャニターサービス㈱	093-561-8000	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
岡崎建工㈱	093-581-4327	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱環境開発	093-571-3235	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
日本資源流通㈱	093-591-5344	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱内外美装	093-571-4563	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
渡商南	093-551-1268	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
北九資源㈱	093-582-1191	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
光進工業㈱	093-581-7046	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
丸西興産㈱	093-561-4849	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
紙原料センター㈱	093-581-4919	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱丸十環境	093-521-7610	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱西原商店	093-561-0029	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、焼却灰に限る)
日豊興産㈱	093-583-8350	B類(木くず、紙くずに限る)
池田 敏晃(池田運送)	093-581-0315	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、布くずに限る)
トヨタ産業㈱	093-591-0053	B類(粗大ごみ、木くず、紙くずに限る)
㈱北九美化	093-531-6170	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、布くずに限る)D類(浄化槽汚泥に限る)
㈱ケイティエル	093-521-7281	B類(木くずに限る)
㈱角田油業	093-592-1614	B類(木くず、紙くず、布くず、焼却灰に限る)
㈱モスト	093-921-1551	B類(粗大ごみ、木くず、紙くずに限る)
本田 真一(ホンダ引越サービス)	093-522-6405	B類(粗大ごみに限る)
ホクザイ運輸㈱	093-561-3400	B類(木くず、草木くずに限る)
㈱関門船舶軌構	093-592-9600	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、空き缶、空瓶、草木くず、飼料くず、布くず、燃え殻に限る)
ハゼモト建設㈱	093-931-0521	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、布くずに限る)
森 貴志(リビング・ワークス)	093-777-2710	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、布くずに限る)
㈱トレードバンク	093-583-1177	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、鉄くずに限る)
富浦 祥史(スナツ運送)	093-521-3014	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、布くずに限る)
㈱ニシハラ	093-551-9500	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、繊維くずに限る)
日豊トランスポート㈱	093-561-2283	B類(木くず、紙くずに限る)
中本 賢(トータルカンパニー ノア)	093-522-8819	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、布くずに限る)
㈱川口建設	093-513-2671	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、空き缶、草木くず、布くずに限る)
㈱チアフル	090-6976-6732	B類(粗大ごみ、木くず、紙くずに限る)
㈱西日本サニタリーセンター	093-571-2786	D類(浄化槽汚泥に限る)
日本エスエム㈱	093-561-0888	D類(浄化槽汚泥に限る)

(3)一般廃棄物収集運搬許可業者名簿 その2

小倉南区

事業者	電話	収集できる品目
㈱八坂商会	093-922-1313	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱中央衛生工業	093-473-6701	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)D類(浄化槽汚泥に限る)
㈱海老沢産業	093-931-0145	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱ビケンテクノ	093-451-4371	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
前淵 眞輔(三協商事)	093-473-5948	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱ビル環境センター	093-961-4322	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱坪井商店	093-474-6101	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱丸綿産業	093-475-4708	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
丸井環境㈱	093-452-4433	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
紫水環境㈱	093-451-5869	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱グリーンカンパニー	093-474-5677	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
関門紙原料(資)	093-473-6342	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱誠和商事	080-8387-1529	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
明栄環境㈱	093-777-2085	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱彩春環境	093-452-0313	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱山口建掃	093-451-6855	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、草木くずに限る)
大澤組㈱	080-1703-8987	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、草木くず、布くずに限る)
㈱中村実業	093-962-7485	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、空缶、草木くず、焼却灰に限る)
東本 龍秀(東本商店)	080-8386-1214	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、草木くず、布くずに限る)
㈱原田運搬	093-452-1584	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、空缶、草木くずに限る)
㈱キューネット	093-964-1070	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、布くずに限る)
福田 真太郎(北九州クリーンサービス)	093-383-7739	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、布くずに限る)
㈱ライフクリエイト	093-932-1331	B類(粗大ごみ、木くず、紙くずに限る)
西村 良一(リサイクル環境サービス)	093-931-6835	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、繊維くず、草木くずに限る)
井手尾 親雄(親美産業)	093-473-7819	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、布くずに限る)
小方 伸仁(ALIVE)	093-967-7928	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、布くず、鉄くずに限る)
辛栄商事㈱	090-4483-2312	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、草木くず、布くずに限る)
森本 勝広(ヒカリ産業)	093-321-2686	B類(粗大ごみに限る)
中村 良太(中村産業)	093-472-3956	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、繊維くずに限る)
森本 直樹(ミスタークリーンサービス)	093-963-5327	B類(粗大ごみ、木くず、紙くずに限る)
田 海博(泰古産業)	093-230-0978	B類(粗大ごみ、木くず、紙くずに限る)
國崎 裕仁(アイクリーン)	093-474-4176	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、布くずに限る)
橋本 義久(総合美装)	093-931-4871	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、布くずに限る)
東濱 友和(アースプラザ)	093-472-7741	B類(粗大ごみ、木くず、紙くずに限る)
粗大ゴミ処理センター㈱	093-452-2585	B類(粗大ごみ、木くず、紙くずに限る)
㈱玄海通商	093-967-0004	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、布くずに限る)
森京 桂志(らいむサービス)	093-475-7763	B類(粗大ごみ、木くず、紙くずに限る)
㈱緑色・エコ・グリーン・技術	090-3198-9774	B類(粗大ごみに限る)
㈱環境整備センター	093-223-0402	D類(浄化槽汚泥に限る)
㈱環境センター	093-453-1529	D類(浄化槽汚泥に限る)
九州衛生工業㈱	093-962-5447	D類(浄化槽汚泥に限る)
㈱荒井設備商会	093-472-5592	D類(浄化槽汚泥に限る)

若松区

事業者	電話	収集できる品目
北九州グリーン清掃㈱	093-771-6816	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱丸清	093-772-5050	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
協清㈱	093-771-2141	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
藤嶋 在寛(金岡畜産)	093-701-2075	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱月俣産業	093-791-1341	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱サン・オリーブ	093-761-1644	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱RION	093-791-8822	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱丸清	093-771-2188	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
日金建設㈱	093-771-2281	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱西日本ペーパーリサイクル	093-751-8315	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱シラカフ	093-752-2221	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱KARS	093-752-7010	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱ウエルクリエイト	093-752-5300	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱スエヒロ	093-751-4411	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
北山工業㈱	093-761-1951	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、草木くずに限る)
㈱小玉商店	093-761-3821	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、草木くず、布くずに限る)
㈱田中商事	093-701-8588	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、空缶、空瓶、草木くず、布くず、ペットボトルに限る)
㈱三吉	093-761-2266	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、草木くず、燃え殻に限る)
馬渡 正久(北九州リサイクル若松品整理センター)	093-791-0808	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、布くずに限る)
田中 哲二(田中建工)	093-863-9002	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、繊維くず、ガラスくず、陶磁器くずに限る)
山光金属㈱	093-752-1141	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、空缶、空瓶、草木くず、焼却灰、繊維くず、ペットボトルに限る)
㈱サンシン	093-771-8826	B類(粗大ごみ、木くず、紙くずに限る)
緒方 二郎(アシスト)	090-5735-9813	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、布くずに限る)

八幡東区

事業者	電話	収集できる品目
㈱北部資源	093-651-2357	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
市川産業㈱	093-661-8020	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱ジャパン	093-662-3548	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
㈱桜組	093-671-3165	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)D類(浄化槽汚泥に限る)
西部産業センター㈱	093-592-2601	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
八幡緑化建設㈱	093-661-2560	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
くろがね工業㈱	093-651-5261	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、草木くずに限る)
九州美装㈱	093-651-0238	B類(木くず、紙くず、布くずに限る)
森 博司(赤帽森運送)	093-681-7452	B類(粗大ごみ、木くず、紙くずに限る)
株式会社 門文商店	093-283-3017	B類(紙くず、布くずに限る)
三宅 寛(アシスト北九)	093-981-4560	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、空缶、空瓶、草木くず、飼料くず、布くず、燃え殻に限る)

(3)一般廃棄物収集運搬許可業者名簿 その3

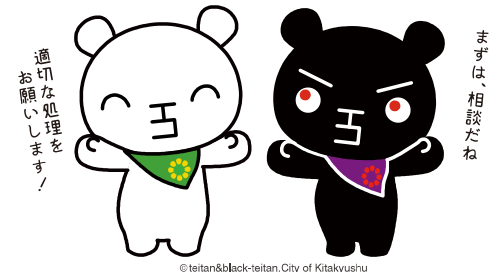
八幡西区

事業者	電話	収集できる品目
株式会社SAN-KEI	093-244-3311	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
株式会社西原商事	093-641-2055	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
株式会社池田商店	093-603-7888	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
株式会社アリタサービス	093-619-5230	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
株式会社ドリムプロジェクトK	093-618-8914	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
前田環境株式会社	093-695-2010	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)D類(浄化槽汚泥に限る)
九州運輸建設株式会社	093-695-0080	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
株式会社アイ工業	093-618-6803	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
株式会社ヤクシン開発株式会社	093-618-6627	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
株式会社衛福伸メディカル	093-621-2147	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
株式会社衛綜合福祉会	093-617-7302	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
株式会社タチバナ	093-602-5552	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
株式会社衛愛和環境管理	093-641-0844	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
高岩 正広(高岩商店)	090-1347-5325	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
株式会社衛城野商店	093-621-6507	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
株式会社衛藤原組	093-681-3559	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
太陽セランド株式会社	093-601-3565	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
株式会社衛九州グリーンアース	093-631-5678	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
北九州市廃棄物処理事業協同組合	093-482-6195	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
株式会社衛成和産業	093-643-2880	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
株式会社衛紙資源	093-611-1395	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
株式会社衛環境セイビ	093-603-7757	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
株式会社衛菊竹産業株式会社	093-631-4831	B類(木くず、草木くずに限る)
株式会社衛医生ヶ丘産業	093-601-8688	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、草木くず、焼却灰に限る)
岩本 鐵文(ABサービス)	093-642-8525	B類(粗大ごみ、木くず、紙くずに限る)
馬場 重明(重九堂)	093-612-4602	B類(粗大ごみに限る)
株式会社衛環境技術センター	093-619-1611	B類(粗大ごみ、紙くず、布くず、草木くずに限る)
株式会社衛エコピッツ	093-613-8295	B類(粗大ごみ、紙くず、布くずに限る)
北九州商店株式会社	093-619-0234	B類(粗大ごみ、木くず、紙くずに限る)
株式会社衛I. C. I.	0120-960-343	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、繊維くずに限る)
NPO法人北九州遺品整理協会	093-201-5105	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、繊維くずに限る)
山友商事株式会社	093-616-8946	B類(粗大ごみ、木くず、紙くずに限る)
西日本リユース 株式会社	093-602-5196	B類(粗大ごみに限る)
株式会社衛レイズ	093-642-5161	B類(粗大ごみ、木くず、紙くずに限る)
上田 和俊(セカンドルート)	093-616-1050	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、布くずに限る)
金松 一美(カネショウ)	090-3730-4521	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、布くずに限る)
奥村 雅友(くるみサービス)	090-5736-2615	B類(粗大ごみ、木くず、紙くずに限る)
鈴木田 慎二(鈴屋)	090-1193-8997	B類(粗大ごみ、木くず、紙くずに限る)
福岡メタル貿易株式会社	093-618-3311	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、草木くず、布くずに限る)
横山 哲也(RWING)	090-8356-1300	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、布くずに限る)

事業者	電話	収集できる品目
株式会社衛石川通商	093-618-6755	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、繊維くずに限る)
株式会社衛松浦興業	093-695-2385	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、繊維くずに限る)
株式会社衛副島 勝己(副島商店)	093-603-7514	B類(粗大ごみ、木くず、紙くずに限る)
株式会社衛アイオイ産業株式会社	090-3730-2301	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、空缶、空瓶、草木くず、繊維くず、ペットボトルに限る)
株式会社衛米倉商店	093-601-1109	B類(粗大ごみ、木くず、紙くずに限る)
岡田 勇次(北九州買取センター)	080-1769-5855	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、布くずに限る)
株式会社衛黒崎プランニング	093-622-6954	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、陶磁器くず、布くずに限る)
株式会社衛弓削田 了(トータルサービス)	093-287-7750	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、空缶、空瓶、草木くず、繊維くず、ペットボトルに限る)
株式会社衛九州大和	093-603-3931	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、布くずに限る)
株式会社衛オンリー1	093-616-1535	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、布くずに限る)
株式会社衛浜崎 聡(ひびきクリーンサービス)	093-981-4064	B類(粗大ごみ、木くず、紙くずに限る)
株式会社衛松本 慎一(BIGMAMA)	093-642-4832	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、陶磁器くずに限る)

戸畑区

事業者	電話	収集できる品目
株式会社衛清掃美化(協)	093-883-1552	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
株式会社衛濱田重工株式会社	093-872-5740	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
株式会社衛衛湯川商店	093-882-1017	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
株式会社衛北岡 治美(北岡商店)	093-616-9546	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
株式会社衛衛栗山商店	093-881-0467	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
(公財)北九州市環境整備協会	093-882-3800	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
株式会社衛衛ハンズクラフト	093-871-6760	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
株式会社衛衛橋本産業	093-871-0886	A類(ふん尿を除く一般廃棄物)
株式会社衛衛菊楽商会	093-871-4053	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、燃え殻、草木くずに限る)
株式会社衛衛福崎 榮(福崎産業)	093-882-4250	B類(粗大ごみ、木くず、紙くずに限る)
株式会社衛衛大庭産業	093-882-4035	B類(木くず、紙くず、布くずに限る)
株式会社衛衛大瀬良 一芳(北州ベントリー)	090-7383-8204	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、燃え殻に限る)
株式会社衛衛岸川商事株式会社	093-871-2037	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、草木くず、繊維くずに限る)
株式会社衛衛衛オーオカ	093-884-0911	B類(粗大ごみ、紙くずに限る)
株式会社衛衛八木田 美典(スマイル)	070-5274-4701	B類(粗大ごみ、木くず、紙くず、布くずに限る)



適切な処理を
お願いします!

まずは、相談だね

©teitan&black-teitan, City of Kitakyusyu